

苫小牧市自治基本条例の見直しに向けた論点整理

【協働の原則と町内会との関係について】

(基本原則)

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●板野委員 「対等な関係で協力」について、町内会としては対等というか、どちらかというと行政主導のもとに町内会を運営しているのが実態である。町内会からいえばそういう関係にあるが、それを「対等な」という表現でいいのか。町内会は、実態としてはサポート的な存在と認識している。

●永石委員 協働の意味に、市政に対して共通の目的に向かってともに力を合わせるという意味があるのであれば、役割分担は対等である必要は必ずしもなくてもいい。実態が行政主導で、それに町内会がサポートしたり、場合によっては意見を述べたり、具体的な現場で協力するのであれば、役割を分担するというニュアンスが実態である。

対等な形で位置付け、住民が前面に出てしまうと、行政が見えなくなってしまい、行政は何をするのかという部分もある。共に役割を分担するのであれば問題はないが、対等という言葉は、実態とのずれがある。市民の方に主体性をもう少し持たせるという意味ではないか。

●小山田副会長 主従関係というよりは、地域をよくしたいという気持ちでの協働ということ。対等という言葉を使うと、主従との対比でどっち寄りだという話が頭の中に浮かぶ。しかしながら、もともとコラボレーションという協働という意味には、対等というのは意味の中に入っている。

●栗山会長 対等という言葉を入れた趣旨は、昔、町内会は行政の下請ではないことを明確にする意味で入れたもの。昔は下請であったが、そうではなく独立した機関だということ。下請的に使われる場合が多く、そうではないという意味合いがある。

論点

- 第3号中「対等な関係」との表記について、現状に合致していないのではないか。

答申の方向性について（案）

本条の第3号の協働の原則については、市と市民とが上意下達といった一方的な関係性の中でまちづくりを進めていくものではなく、まちづくりを進める上での当事者として、

お互いを尊重しながら対等な関係で協力することを意味しています。

本条については町内会のみならず、町内会を含む幅広い市民との協働を進めていく上で、いわゆるお上（おかみ）としての行政ではなく、市民とともに地域の公共的な課題に対してまちづくりに取り組んでいく趣旨の規定です。

前回会議の議論を踏まえた本条の改正については、自治基本条例の規定を改正しなければ本市としての取組をすすめることが難しいとまではいえず、条文の改正は不要と考えます。その上で、制度上の見直しや運用における改善点について、市長に意見として提言する方向で整理するのが適当と考えます。

【情報の共有をどのように進めていくか】

(情報提供及び情報公開)

第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●二瓶委員 市は情報をたくさん提供しているが、市民の方が受ける体制になっていないと感じる。そこをつなぐうまい工夫があればいい。

●橋根委員 もうちょっと、市民が興味を持つようなまちでなければ、行政側がもっと近づかないと駄目なんじゃないかなと思う。

●小山田副会長 情報発信の仕方、アナウンス、プッシュ、受け手のアンテナ、レセプターの問題がある。必要な情報が見えるかどうか。つながる工夫が必要。市民は自分たちが必要な情報を手に入れにくいと感じている。販売では、完全にプッシュによる情報。

アメリカでは、地域の人が日曜日の安息日に教会に行き、地域の話がなされる。子供たちも地域のこと学び、地域の情報のやりとりをしている。そのようなものを仕組みとして考えてもいい。町内会フェイスブックページがしっかり運営されている事例もあり、もっと広がってもいい。

●永石委員 情報の共有を考えた場合、要望が実現すると、情報に対する感覚がセンシティブになってくる。行政で情報を吸い上げ、具体化する形に持っていけば、市民の側も「要望すれば、こういうことができるのでは。」ということになり、相互に情報の共有が自然に進んでくる。

その反面、要求を全て吸い上げて広報することは、実現できない。その辺のフィルタリングが大事である。意見を出したが無視されるのであれば、情報の共有ではなく、行政は関係ないということになってしまう。

積極的に市民の意見、考え方を行政に反映させるのであれば、要望を吸い上げるシステムを充実させて、要望者にフィードバックするサイクルを政策的にやっていくのがよい。

●小山田副会長 行政は、コンテンツが行きわたるようホームページ、広報などのメディアを増やしている。その中身ややり取りが大切である。

●永石委員 クールジャパン戦略のように、自ら情報発信しなくても勝手に相手方から情報を取ってきてくれる。ネット空間では、情報があれば、それを得たい人が勝手に情報入手し、掲載したり、紹介する。口コミがネット空間でも広がっていく時代である。行政に関心を持ってもらえるような情報の吸い上げ方が大事である。自分に関心がない情報は、全部、無駄な情報であり、キャッチアップされない。

●伊藤委員 市がいろんな形で情報発信しても、住民側が興味を持たないとなかなか伝わらない。自分たちの責務、役割として情報にアクセスできること、市民参加できることを

市民に知ってもらう必要がある。

論点

- 市からの情報発信を受け手側の市民にどのように伝えていくか。
- 市民自治を実践する場において、いかに地域課題を共有していくか。
- 市民の意見を行政に反映させるための意見聴取と要望者へのフィードバックの仕組みについて。

答申の方向性について（案）

本条は、市政に関するまちづくりの情報を行政が独占するのではなく、情報として提供するとともに、情報公開請求等により情報を開示する制度を設けることにより、自治基本条例の基本原則である情報共有を実現するための規定です。

前回会議の議論では、本条を踏まえて、市民に対してどのように情報を提供していくことが望ましいかの意見をいただいています。本条については、望まれる情報発信の在り方等や改善点について議論し、市長に意見として提言する方向で整理するのが適切と考えます。

【市民参加への意識の醸成について】

(市民参加)

第5条 市は、市政運営への市民の参加（以下「市民参加」という。）を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●丹治委員 自由に市民が参加できるようにするため、市民の意識を高める方法や意識啓発の必要性はある。

●永石委員 市民の参加について、どの段階で参加するか。主体的に活動したい人は、計画策定にも参加したい場合がある。その辺の参加をどう捉えるのか。参画を増やしていくと、関心は高まるのではないか。必要に応じての参加ではなく、自ら作り上げるという参画のようなシステムがあれば、市民意識が高まり、自分がまちを変えるという意識の人間が積極的に活動するのではないか。

論点

○ 市政運営への市民の参加について、どのように意識を高めていくか。

答申の方向性について（案）

前回会議の議論では、市民の意識や意識啓発について意見をいただいています。本条については、市民の意識を高めていく方策、市民参加を進めるための方策等について議論し、市長に意見として提言する方向で整理するのが適当と考えます。

【協働をどのように進めていくか】

(協働の推進)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●伴辺委員 興味のあるものには参加するが、そうでないところは見失ってしまうところがある。協働の意味について、市民に理解してもらう必要がある。

論点

○ まちづくりに関心を持ってもらう方策について。

答申の方向性について（案）

本条については、市が市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努める趣旨の規定です。

本条については、協働を推進するため、本市として講じていくべき必要な措置について、市長に意見として提言する方向で整理するのが適当と考えます。

【市民の信託について】

(議員の責務)

第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。
2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●永石委員 この条文を個人の要望の実現のための趣旨と捉え、議員が市民の信託に応えるということになると、特定の市民のロビー活動を助長し、市政に影響が出てくることが危惧される。特定の利害関係者だけの意見が行政に反映されることには問題を感じる。そのため、ここでいう「市民の信託」とは、一個人としての市民の信託ではなく、総体としての市民の信託と捉えるべきである。

論点

○ 市民の信託とは、特定の利害関係者の利益を助長するための規定ではなく、公共の福祉に適合した中で、権利の行使として社会的に認められる限度において、市民の信託に応えていく趣旨の規定であることの確認について。

答申の方向性について（案）

前回会議の議論において、本条の趣旨を確認しており、全体の提言の中で整理するのが適切と考えます。

【市民ニーズの把握と実現に向けたシステムづくりについて】

(意見、要望等への対応)

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●板野委員 民生委員、交通安全指導員、保護司、交通安全母の会など、関係する団体からの要望が町内会に上げられている。少子高齢化を迎える社会において、全体的に子供、高齢者を保護する必要がある。

今は公園の遊具で遊ぶ子供が少なく、歩道、道路でスケートボードのようなもので遊んでいる。時代の変化に合った遊びの場をつくるべき。公園内にそういうところがあれば、子供の遊び場として活用できる。公園が十分に活用されていない。あかつき公園についていえば、お年寄りのパークゴルフ場が多く、子供が使う施設になっていない。子供が安心して遊べる、時代に合った遊び場ができることが、子供を持つお母さんの訴えである。

不登校になる子供は、健全な学生生活を送っておらず、専門家によりしっかり対応すべきである。全て学校の先生に任せるのがおかしいと町内会の方に要請される。子供の貧困についても同様である。

日吉町と光洋町に老朽化した市営住宅がある。低所得者向けとのことであるが、環境を整備して、そこを活用し、新しい世代が移住できるような分譲も方策ではないか。

すぐに実現できなくても、例えば3年後の目途とか、文書的な回答は必要だと思う。公園等については、5年経っても何の反応もない。将来に住民が期待を持てる、安心、安全に住めるまちづくりには、文書による回答も必要である。今年のまちかどミーティングで、市営住宅、道営住宅について提案した。今、民間企業が将来に向けて設計中であり、明らかになり次第、文書で回答する話があった。近い将来、何らかの反応があるかと思う。

●小山田副会長 本州の市町村では、災害用の調整池にスケートボードのサーキットを作った。子供がスケートボードをやって、国際級の選手が出た例もある。一級河川の河川敷でもスケートボードの施設を作れる。若い方に公園のデザインをしてもらおうとか、やり方はあると思う。

●永石委員 窓口は一本化できないと思うが、そういう要望を集約して、市として何を優先すべきかというプライオリティーを付けられるようなシステム作りをした方がよい。行政を効率的に動かすような第25条に関する行政側の制度づくりが必要。

●伊藤委員 市民参加を考えたとき、いろんな考えを市長、議会、行政に提案し、要望していくのも市民参加である。自分たちの権利、役割として、要望や意見を提出できる立場にあることを示していく必要がある。意見を提出したり、要望することができることが明らかになることが、市民側の受け取り方として重要である。

論点

○ 市へ提出した要望等について、状況、見通しをどのように市民にフィードバックするか。

- 市民のニーズをどのように把握していくか。
- 要望を集約し、優先順位を付けた中での実施と制度づくりについて。
- 要望を提出することがどのようにまちづくりにつながっていくか。

答申の方向性について（案）

本条は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対する市の基本的な対応について規定しています。

本条については、前回議論を踏まえ、市民のニーズをどのように把握していくのか、市民からの意見の実現するために望まれるシステムづくりなどについて、市長に意見として提言する方向で整理するのが適当と考えます。

【津波災害等の危機管理と町内会との関係について】

(危機管理)

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●板野委員 鉄南地区は津波災害に恐怖を感じている。光洋町、日吉町、永福町、有明町、糸井には6,000人がいるが、避難所の糸井小学校は収容可能人数が2,000人であり、その他の避難所がない。また、日吉町の避難場所は桜木町の北星小学校であり、有明町、糸井からは約2キロ。JRの線路もあり、歩いて渡れない。北に避難する経路は踏切と陸橋の2つであり、車は混乱する。高齢者社会であり、近くに避難する高い建物もなく、恐怖を感じている。大成町、弥生町には高層住宅があり、津波の場合に多くの方が使用できる。勇払、真砂も共通の問題がある。財政上の問題もあるが、前向きな対応を計画的に進めていることをアナウンスしていただだけでも助かる。

高齢者の多い地区は、避難が困難である。将来の安心、安全なまちづくりに取り組んでもらいたい。これは、町内会の力だけではできない。災害については、町内会は行政と対等にとということではなく、行政主導に基づいてまちづくりに協力する立場という意識である。

論点

○ 災害対策における町内会、関係団体の役割と行政主導による対応について。

答申の方向性について（案）

本条は、災害などの緊急時において、市民の生命や身体、財産を守り、市民生活の平穏を守るため、市が危機管理の体制を整備し、市民、関係団体等と連携、協力を図ることを規定しています。

前回会議では、災害対策について行政が計画的に対応を進めている旨を市民にお知らせしていくとともに、危機管理の対策については行政が主導して対応すべき意見がありました。

これら意見を踏まえて、危機管理について、市長に意見として提言する方向で整理するのが適当と考えます。

【その他】

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）委員主要意見

●永石委員 人間環境都市が浸透しない理由も分かる。時代とともにまちの在り方は変わっていく。未来的なものを考えてもいい。環境が悪いときに環境がいいまちづくりを目指した。これからはそういうものがほぼクリアされた中で、何をまちの理想とするかといったときに、次のステージというか時代的な経緯を配慮して、在り方とか理想とするもののイメージは変えた方がいい。

論点

○ 時代とともに理想とすべきまちの在り方は変化していくため、人間環境都市から次のステージを見据えてまちづくりに取り組むべき。

答申の方向性について（案）

苫小牧市におけるまちづくりの理念や事業計画については、市長の附属機関である基本構想審議会において審議され、総合計画が策定する際に、市議会においても議論されているところです。平成30年度からスタートした総合計画においては、人間環境都市を実現することを目標としています。

本件については、全体の提言の中で整理するのが適当と考えます。